

(仮 訳)

プレス・リリース

2010年 12月 1日
バーゼル銀行監督委員会

2010年12月バーゼル銀行監督委員会会合の結果

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、11月30日－12月1日の会合において、自己資本及び流動性に関する国際的な規制の基準を含むバーゼルⅢ規則テキストの詳細に合意した。流動性カバレッジ比率と安定調達比率については、観察期間にゆだね、意図せざる影響を是正していくための見直し条項を盛り込む。バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、2010年7月と9月にバーゼルⅢの規制枠組みについて合意に到達した。その枠組みは、11月のソウル・サミットにおいてG20首脳によりこのほど承認された。

バーゼル委は、今年末までにバーゼルⅢ規則テキストの公表を見込んでいる。またバーゼル委は、2010年中に実施された包括的な定量的影響度調査(QIS)の結果の要約を同時に公表する予定である。QISの結果及びバーゼル委の経済影響調査の分析は、バーゼルⅢの枠組みの設計及び水準調整を行う上で重要な要素となった。

加えて、バーゼル委はグローバルにシステミックな銀行に関する論点を検討した。そのような銀行はバーゼルⅢの基準を超える損失吸収力を有するべきであり、このトピックに関する作業はバーゼル委及び金融安定理事会(FSB)において継続する。バーゼル委は、各国当局がグローバルなレベルでの金融機関のシステム上の重要性を評価するにあたっての助けとなる、量的及び質的な指標で構成される暫定的な方法論について検討した。バーゼル委は、これらの論点に関するペーパーを、今年末までにFSBにその検討に供するべく送付する予定である。バーゼル委は、2011年半ばまでに、グローバルにシステム上重要な銀行が有するべき追加的な損失吸収力の規模の調査を完了する予定である。また、バーゼル委は、異なる商品によってもたらされ得る継続価値ベース(going-concern)の損失吸収力の程度を評価しているところである。この検討は、2011年半ばまでに完了する予定である。

最近の市中協議の間に受理したコメントを考慮して、バーゼル委は、実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案の鍵となる要素に合意した。また、移行期間及びグランドファザリングに関するルールの詳細を策定する予定である。

バーゼル委はまた、クロスボーダーの銀行の破綻処理について議論した。バーゼル

委は、金融システムへの混乱を最小化する方法で行き詰った銀行を管理し破綻処理するための当局の能力の改善に向けた、各国や多国間の努力の進捗を評価するための更なる作業に取り組むことに合意した。この作業は、各国当局が各国で改革を行うことを支援し、母国とホスト国の監督当局間で銀行危機管理能力のより大幅な取れんを促すことを目指している。これは、実効性のあるクロスボーダーの危機処理を達成するための重要な要素である。この作業は、FSBとの緊密な協調の下に行われている。

バーゼル委は、銀行の清算機関向けのエクスポージャーへの資本賦課に係るルールの更新において大きな進捗をみた。このトピックについては年末までに市中協議文書を発出する。また、バーゼル委は、2011年にこのルールを最終決定することを目標に、これらの提案されたルールに関して影響度調査を実施する。さらに、バーゼル委は、「オペレーショナル・リスクに係るサウンド・プラクティス」に関する文書及び「オペレーショナル・リスクの先進的計測手法のための監督指針」に関する文書を発出することにも合意した。これらの文書は、市中協議のために近々公表される。

G20首脳によって要請されているように、バーゼル委は低所得国の状況において監督枠組みが貿易金融に与える影響を評価する。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委のオブザーバーには、欧州銀行監督委員会、欧州委員会、欧州中央銀行、金融安定研究所及び国際通貨基金の代表が含まれる。